

平成 24 年 6 月 8 日  
国 土 交 通 省平成 23 年度 民間競争入札実施事業  
航空交通管制機器等保守請負の実施状況について

## I. 平成 23 年度の事業概要

## 1. 委託業務内容

航空の安全と円滑な運航を確保するため、航空保安無線施設等が常に安定的に稼働できるように、定期点検による早期点検・早期修繕の予防保全的管理や障害時の緊急対応を行う。

## 2. 業務委託期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

## 3. 受託事業者

東京空港ブロック : (財)航空保安施設信頼性センター

成田空港ブロック : 空港情報通信株式会社

鹿児島空港ブロック : (財)航空保安施設信頼性センター

## II. 確保すべき質の達成状況及び評価

## 1. 信頼性の確保

(1) 目標：復旧不可能件数 0 件

(2) 測定指標：機器の不具合による障害をすべて復旧させること

(3) 結果：下表のとおり、年間を通じ 0 件

【平成 23 年度】

ブロック名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東京空港	0件	0件	0件	0件	0件	0件						
成田空港	0件	0件	0件	0件	0件	0件						
鹿児島空港	0件	0件	0件	0件	0件	0件						

## 2. 機器・設備の保全

(1) 目標：破損及び損傷件数 0 件

(2) 測定指標：機器、設備について保守業務の不備による破損及び損傷がないこと

(3) 結果：下表のとおり、年間を通じ 0 件

【平成 23 年度】

ブロック名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東京空港	0件	0件	0件	0件	0件	0件						
成田空港	0件	0件	0件	0件	0件	0件						
鹿児島空港	0件	0件	0件	0件	0件	0件						

3. 各業務において確保すべき水準及び実施状況

(1) 確保すべき水準

① 定期保守

指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと

② 緊急保守

障害の発生又は発生のおそれがある場合に適切に対応し、早期の改善を行うこと

③ 特別保守

指定された点検、作業等を実施し、国の業務を適切に支援すること

(2) 実施状況

① 定期保守

仕様書に定められた業務内容を実施し、機器の性能を常時適切に保つことができた。

ブロック名	週例点検	月例点検	3ヶ月点検	6ヶ月点検	1年点検
東京空港	3,195件	948件	607件	199件	105件
成田空港	2,007件	840件	472件	183件	92件
鹿児島空港	4,264件	1,208件	761件	359件	159件

空港等に設置される航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー施設、管制情報処理システム施設及びその附帯施設の各種点検作業について、上表に示す件数の点検を行い、データの傾向確認、障害予防保全及び機器状態確認を適切に実施した。

② 緊急保守

仕様書に定められた業務内容を実施し、障害の発生又は発生のおそれがある場合に適切に対応し、早期の改善を行った。

ブロック名	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
東京空港	30件	29件	27件	19件	105件
成田空港	23件	16件	20件	18件	77件
鹿児島空港	35件	30件	74件	94件	233件

空港等に設置される航空保安無線施設等について、落雷といった自然現象に起因

する障害や老朽化及び外的要因に起因する偶発故障等に関して、監督官の指示に的確に従い、上表に示す件数の緊急保守を早期かつ適切に実施した。

### ③ 特別保守

仕様書に定められた業務内容を実施し、指定された点検、作業等を実施し、国の業務を適切に支援した。

ブロック名	無線局検査	飛行検査	電源点検	雷害装置点検	その他作業
東京空港	55 件	3 件	66 件	3 件	138 件
成田空港	77 件	0 件	45 件	15 件	84 件
鹿児島空港	94 件	17 件	97 件	62 件	157 件

空港等に設置される航空保安無線施設等について、電波法、航空法に基づき個別指定した検査に対するデータ取得等の支援、また停電を伴う電源設備点検時に無線施設等の保護のための停止・起動操作の対応等、各施設の運用・維持管理に不可欠な上表に示す件数の特別保守を適切に実施した。

## 4. 評価

各業務は、信頼性の確保及び機器・設備の保全の要求水準を確保しており、航空の安全を確保しつつ円滑な運航に貢献している。

## III. 実施経費の状況及び評価

### 1. 平成 23 年度契約額（括弧内は 1 年分に按分した額）

① 東京 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負	392,700,000円 (196,350,000円)
② 成田空港航空交通管制機器等保守請負	367,500,000円 (183,750,000円)
③ 鹿児島 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負	488,250,000円 (244,125,000円)

### 2. 市場化テスト導入前後の比較

#### (1) 平成 22 年度実施経費及び落札率

① 東京国際空港他 2 官署航空交通管制機器等保守請負	179,550,000円
平成 23 年度契約との階差	196,350,000 - 179,550,000 = 16,800,000 の増

- ② 成田国際空港航空交通管制機器等保守請負 136,500,000円  
 平成23年度契約との階差  
 183,750,000 - 136,500,000 = 47,250,000 の増
- ③ 鹿児島外1官署航空交通管制機器等保守請負 214,200,000円  
 平成23年度契約との階差  
 244,125,000 - 214,200,000 = 29,925,000 の増

落札率

契約ブロック	平成22年度	平成23年度
東京空港ブロック	94.8%	92.3%
成田空港ブロック	93.8%	92.1%
鹿児島空港ブロック	95.2%	95.2%
平均落札率	94.6%	93.2%

## (2) 経費節減効果

### ① 市場化テスト導入前後での契約額階差の分析

平成23年度契約額（按分額）と平成22年度契約額との階差については、市場動向の変動に伴う人件費単価の上昇、及びサービスの質向上を目的とした拠点官署からの巡回保守に関する通年配置の最低人員数の指定により、結果として人件費が増加したことが要因となっていると推察される。

### ② 市場化テスト導入による経費節減効果

今回の市場化テスト導入前後での契約額の変動は、市場動向の変動や質向上を目的とした保守区分の見直しにより生じたものであり、市場化テストの導入を行わなくても生じ得た変動とも考えられる。ただし、落札率については全体的には若干の低下は認められた。これは、今回の市場化テスト導入に伴い複数年契約を行った結果、応札者は単年度契約に比べ長期的な事業計画が立てやすく効率的な業務が可能となり、結果として落札率の低下に繋がったものと思われる。

以上を総合的に勘案すると、今回の実施経費により市場化テスト導入による経費節減効果を判定することは難しいが、落札率の低下の観点では一定の効果はあったと評価できる。

## (3) 平成22年度と平成23年度における業務仕様の違い

巡回保守の考え方に関して、これまで各々の施設の定期点検時等、常駐保守技術者により必要な時のみスポット的に点検を行うという仕様としていたが、障害発生時における即時対応や施設の信頼性を更に高いレベルで確保するという観点から、巡回保守に関する通年配置の最低人員数を指定するよう仕様を変更した。また、成

田空港ブロックにおいては、東京（羽田）情報処理装置のバックアップ装置通年保守開始に伴い、情報処理施設に関する専門能力区分の見直し整理を行った。

#### (4) 競争入札応札者数

契約ブロック	平成 22 年度	平成 23 年度
東京空港ブロック	1 者	1 者
成田空港ブロック	1 者	1 者
鹿児島空港ブロック	1 者	1 者

※東京空港ブロック及び成田空港ブロックでは既存請負業者 1 者の応札であった。

鹿児島空港ブロックでは入札説明書を取得した者が 2 者いたが、うち 1 者が応札しなかったため同社へ追跡調査を実施したところ、市場化テストに関心を持ち入札説明書等を入手したとのことであり、特に入札参加を希望しての取得ではなかった模様。

### 3. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

何れの契約ブロックも、品質管理に関する積極的な取り組みや、保守方法に関する改善（保守作業マニュアルの改善）の提案がなされ、作業上のミス防止や業務の効率性、安全性の向上が図られた。

また、障害発生時においては緊急保守の方法に関して積極的に提案を行い、効率的かつ効果的な復旧作業が行われた。

### 4. 評価

市場化テストの導入に伴い、幅広い者の参入を促すために競争参加資格に関し専門能力や専門能力研修体制の一部についての大幅な緩和を行ったが、本業務の特殊性もあり、新たな応札者の参入はなかった。応札者の新規参入促進については、現在は航空専門誌へのパブリックコメント実施の掲載等行っているところであるが、引き続き啓蒙活動を推し進める必要がある。また、経費面に関しては、市場動向の変動に依存する部分も含まれている等、実施経費の点では端的に市場化テスト導入による節減効果を判定するのが難しいが、今回の市場化テスト導入に伴う複数年契約による落札率の低下という点では、一定の効果があつたと評価できる。一方、民間事業者からの改善提案に関しても、信頼性、施設保全に係るサービスの質を維持するのに必要な提案がなされ、一定の効果があつたと評価できる。

#### IV. 監督実施状況及びモニタリング状況

保守作業を実施する前の作業前ミーティングと実施後の結果報告により、監督（国）は毎日／毎回の作業状況を確認している。また、監督と民間事業者は定期的に作業改善検討会を開催して、集中的に問題点の洗い出しと改善に取り組んでいる。これらのミーティング、検討会等を重ねることで、監督は民間事業者の活動状況を確認している。

#### V. 総括

業務の実施状況（達成すべきサービスの質）に関しては、信頼性確保、および機器・設備の保全という観点で要求水準が確保されている。応札者数に関しては、引き続き宣伝活動を強化して新規参入の促進に努める必要がある。経費節減効果に関しては、今回の実施経費について端的に節減効果を判定することは困難な状況となっている一方、落札率の点では複数年契約による率の低下傾向が認められ、一定の効果があったと判断できる。

以上より、部分的な効果は認められるものの、現時点（契約初年度）で市場化テストの導入効果が全体を通してあったかどうかというのは判断が難しいため、今後複数年契約の更なる拡大も視野に入れ、中長期的な視点で見守る必要があると思料する。

#### VI. 第三者委員会への報告内容及び第三者委員会での意見

##### 1. 東京航空局

###### (1) 報告内容

民間事業者による対象公共サービス（航空交通管制機器等保守請負）の実施状況

###### (2) 意見等

入札条件緩和について、安全レベルを低下させることは問題であるが、応札業者拡大については、引き続きの検討をお願いしたい。

##### 2. 大阪航空局

###### (1) 報告内容

民間事業者による対象公共サービス（航空交通管制機器等保守請負）の実施状況

###### (2) 意見等

1カ年しか経過していない現時点では、テスト導入の効果がどうであったかという判断は困難であることは事実。市場化テストという制度の趣旨は非常に良いと思われるため、その効果を見出すためにも、さらに契約年数を増やした上で、今後も継続していく必要がある。

現時点では、総括で述べられている評価結果が妥当であると思われる。